

# 高槻市中小企業事業資金融資制度のご案内

## <市町村連携型>

この制度は、大阪府中小企業融資制度の市町村連携型を活用し、市内で事業を営む小規模企業者の事業に必要な資金を円滑に調達できるよう融資あっせんすることにより、小規模企業者の経営の安定化を図るものです。 ※平成31年度から取扱金融機関(一部支店除く)でもお申込が可能となりました。

### ◆利用資格

#### この制度を利用できる方

- (1) 市内において、原則として同一場所で6か月以上引き続き同一事業を営んでおり、確定申告・決算に伴う納税状況を証することができる小規模企業者
- (2) 具体的な事業計画を有しており、融資後、金融機関等による経営サポートやモニタリングを受けられることができる小規模企業者
- (3) 融資を受けた資金を市内で営む事業の運転資金または設備資金に利用する小規模企業者

#### 小規模企業者とは次のいずれかに該当する方です。

中小企業信用保険法第2条第3項に定める

- 常時使用する従業員数が20人（商業・サービス業（娯楽業・宿泊業を除く）は5人）以下の会社・個人
- 常時使用する従業員数が20人以下の医業を主たる事業とする法人
- 法に基づく事業協同小組合等（窓口でご確認ください。）

#### この制度を利用できない方

次のいずれかに該当する方は原則としてこの制度を利用することができません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業または性風俗特殊営業に該当する事業を営む方
- (2) 許認可等を要する事業を営む方で、その許認可等がない方（申請中で許認可等を受けることが確実なものとは除く。）
- (3) 振り出しにかかる手形・小切手が第1回不渡りとなった後6か月を経過していない方
- (4) 大阪信用保証協会及び他の信用保証協会が行った代位弁済にかかる債務の履行を完了していない方
- (5) 他の市町村の制度融資を受けている方
- (6) 融資を受けた資金を転貸資金、転換資金、投資を目的とする資金に利用する方
- (7) 税金を滞納し、完納できない方及び借入金、公共料金並びに賃借料等を滞納している方
- (8) 事業の実態が把握できない方
- (9) 事業に関し、公序良俗に反する行為を行った方、又は行うおそれのある方
- (10) 事業に関し、公的法規に違反する行為をなし、又は違反したとみなすべき相当な理由がある方

●その他、下記のいずれかに該当する場合この制度を利用することができません。

- 農林業、金融保険業（保険媒介代理業を除く）、宗教法人、学校法人、非営利団体（NPO等）などの業種の場合
- 原則として、大阪信用保証協会及び他の信用保証協会において、代位弁済にかかる債務の履行を完了していない方の保証人になっている場合
- 原則として、大阪信用保証協会及び他の信用保証協会の保証付き債権等に延滞等の債務不履行等がある場合
- 原則として、大阪信用保証協会及び他の信用保証協会の保証付き債権等に延滞等の債務不履行等がある方の保証人になっている場合
- 原則として、前回保証の資金が保証承諾を受けた資金用途以外に流用されていた場合
- 暴力的不法行為者が申し込む場合、又は申込みの際し、いわゆる金融あっせん屋等の第三者が介在する場合

## ◆融資限度額及び融資条件

### 融資限度額

▷融資限度額 600万円

※既存の信用保証協会の保証付き融資残高（根保証においては融資限度額）との合計で2,000万円の範囲内となる申込みに限ります。

この融資は信用保証付きですので、大阪信用保証協会及び他の信用保証協会に保証残がある場合は融資限度額に制約があります。利用可能な融資額については、大阪信用保証協会にお問い合わせください。

### 融資条件

▷資金用途 運転資金・設備資金

▷貸付利率 年1.2%

※貸付利率は金融情勢の変化等により変わることがありますので、申込時に窓口でご確認ください。

▷融資期間 4年以内（据置期間は6か月以内）

▷返済方法 毎月元金均等分割返済

▷信用保証料 保証協会所定

### 担保

原則、不要

### 連帯保証人

[申込者] [連帯保証人]

- ▶個人 …原則として不要
- ▶法人 …原則として法人代表者のみ必要
- ▶組合 …原則として代表理事のみ必要

※次の方は、個々の実情に応じて連帯保証人になっていただく場合があります。

- ・事業継承予定者
- ・同一事業に従事している配偶者
- ・営業許可名義人
- ・組合における代表理事以外の理事、組合員（組合員が法人の場合はその代表者）等

## ◆取扱金融機関

- |            |                            |           |           |
|------------|----------------------------|-----------|-----------|
| ◆りそな銀行     | 高槻支店                       | ◆京都信用金庫   | 高槻支店、上牧支店 |
| ◆京都中央信用金庫  | 高槻支店、高槻駅前支店                | ◆池田泉州銀行   | 富田支店、高槻支店 |
| ◆京都銀行      | 高槻支店                       | ◆近畿産業信用組合 | 高槻支店      |
| ◆関西みらい銀行   | 高槻支店、高槻駅前支店                |           |           |
| ◆北おおさか信用金庫 | 高槻支店、芥川支店、富田支店、十三高槻支店、島本支店 |           |           |

[お問合せ・申込受付]

高槻市 街にぎわい部 産業振興課（高槻市役所 総合センター9F）

電話 072 - 674 - 7411 FAX 072 - 675 - 3133